



2021年1月28日 第2021-09号
 【発行】J A M
 【発行責任者】中井寛哉
 【編集】総合政策グループ
 TEL：03-5860-6150
 E-Mail：seisaku@jam-union.jp

雇用調整助成金の特例措置等

期間の延長と大企業の助成率が上げられます

厚生労働省は1月22日に、雇用調整助成金等の延長と、特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率上げを行うことを発表しました。

現行措置の延長期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで（2月7日に解除された場合は3月末まで）を予定しています。

また、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとし、1人1日あたり13,500円（現行15,000円）など、想定しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による企業の業績状況や雇用環境の不安が残る現状において、JAMとしては、①特例措置の期間終了は受給申請が平時に回復した時、②受給要件の業績低下指標の設定など、引き続きの要請をしていきます。

雇用維持のための雇用調整助成金ですが、特例措置の終了にあわせた「1ヵ月前の解雇予告の実施」などが今後懸念されています。安易な解雇予告がなされないよう、注意をしてください。

1. 雇用調整助成金の特例措置等の延長

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金等」という。）については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで^{*1}現行措置を延長する予定です。

※1 緊急事態宣言が2月7日に解除された場合、3月末まで。

2. 特に業況が厳しい大企業への雇用調整助成金等の助成率上げ

(1) 助成率の引上げ

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）
大企業	2/3 ⇒ 4/5	3/4 ⇒ 10/10
中小企業	4/5	10/10

(2) 対象

- ① 緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する大企業の飲食店等
- ② 生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業（当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで）

そのうえで、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から^{*2}、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について、次ページのとおり特例を設ける予定です。

※2 緊急事態宣言が2月7日に解除された場合、4月1日から。

<緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間の措置として想定する具体的内容>

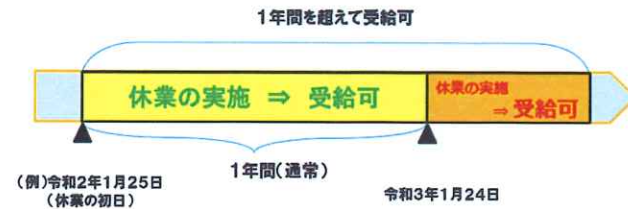
- 原則的な措置を以下のとおりとする。
 - ・雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限：13,500円（現行15,000円）
 - ・事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率：9/10（現行10/10）
 - ☆休業支援金等の1人1日あたりの助成額の上限：9,900円（現行11,000円）
- 感染が拡大している地域^{*3}・特に業況が厳しい企業^{*4}の雇用維持を支援するため、特例を措置（上限額15,000円、助成率最大10/10）。
 - ※3 内容は追って公表予定
 - ※4 生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所

3. 受給期間も延長されています。

雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

★2021年2月28日まで延長することが発表されたときの内容ですが、受給期間についても、今後変更があると思われる。こちらも詳細が発表されしだい、お知らせします。

【特例措置延長後】



以上